

ID: 305

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市風連米乾燥調製施設条例 第15条第2項において読み替える場合の第12条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第165号		
<p>【根拠条文】 (利用料金) 第12条 利用者は、乾燥調製施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納入しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日